

東京慈恵会医科大学附属柏病院 連携登録医療機関規程

（目的）

第1条 本規程は、地域の連携登録医療機関（以下「登録医療機関」という）と東京慈恵会医科大学附属柏病院（以下「病院」という）が病診連携並びに病病連携の強化を図り、患者中心かつ地域完結型の医療を提供することを目的とする。

（資格）

第2条 病院と医療連携を行っている医療機関とする。

（登録手続）

第3条 登録を希望する医療機関は、必要事項を記入のうえ「登録医療機関申請書」を病院長に提出する。

2. 病院長の承認を得て連携登録医療機関証を交付する。
3. 登録医療機関及び病院は、連携登録手続完了後、連携登録医療機関である旨、自院で作成する院内掲示、病院広報誌及びホームページ等に医療機関の名称を使用することができる。名称を使用した際は、使用した旨の報告を行うこととする。

（有効期間）

第4条 登録の有効期間は、交付日より当該年度末日までとし、登録医療機関と病院の双方から特別の申し出がない場合は自動的に更新するものとする。

2. 脱退を希望する登録医療機関は、病院に申し出るものとする。なお、脱退の際は連携登録医療機関証を病院に返却する。

（登録医療機関の責務）

第5条 登録医療機関の医療スタッフは、主治医等の立ち会いのもと、次のことに関わることができる。

- (1) 紹介した患者に面接し、その診療録、検査結果、画像資料を閲覧することができる。
- (2) 検査及び診療に立ち会うことができる。
2. 病院は、患者に係る登録医療機関の医療スタッフの院内立ち会いについて、事前に患者から同意を得るものとする。なお、患者が未成年、もしくは病状により判断能力がない場合は家族から同意を得るものとする。

（院内利用）

第6条 登録医療機関の医療スタッフは、次の院内利用ができる。

- (1) 病院で開催する研修会、講習会及び学術集会に参加することができる。
- (2) 病院の図書室を利用することができる。コピー費用の負担は、病院職員と同等とする。

(3)病院の駐車場（第3駐車場）は無料で利用できる。

（来院時の手続）

第7条 登録医療機関の医療スタッフは、来院時に次の手続を行うものとする。

- (1)病院内では氏名章を着用し、病院職員の指示に従う。
- (2)紹介した患者に面接を希望する際は、原則として2日前までに患者支援センターへ連絡（9：00～17：00）し、病院入構申請書を提出する。
- (3)本規程のほか、関係諸法令及び関係規程を遵守する。

（守秘義務及び個人情報の保護）

第8条 登録医療機関の医療スタッフは、守秘義務及び個人情報の保護について最善の注意を払うとともに病院の個人情報保護に関する諸規程を遵守しなければならない。

- (1)業務上知り得た事項及び患者個人情報（以下「個人情報」という）の内容を他に漏洩してはならない。
- (2)個人情報を病院の許可なく業務以外の目的に使用、複写若しくは複製して院外に持ち出してはならない。
- (3)個人情報について、紛失等の事故防止に万全を期するものとし、万が一事故が発生したときは、速やかに病院に報告する。

（問題の解決）

第9条 登録医療機関の医療スタッフと病院との間で何らかの問題が生じた場合は、病院長と協議し解決するものとする。

2. 病院長は、登録医療機関として相応しくないと判断したときは、登録を取り消すことができる。

（規程の改廃）

第10条 本規程の改廃は、医療連携委員会の議を経て病院長の承認を受けるものとする。

（主管部署）

第11条 登録医療機関に関する主管部署は、患者支援センターとする。

附則 この規程は令和2年1月1日から施行する。

制定 平成20年6月1日

改定 平成20年8月1日

改定 平成26年1月1日

改定 令和2年1月1日